

令和3年第3回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年3月24日（木）午後1時30分

ところ：三朝町役場 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

芦田委員、加藤委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 三朝小学校施設整備について
- (3) 令和2年度準要保護児童生徒の認定について
- (4) 令和3年度準要保護児童生徒の認定について
- (5) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について
- (6) 社会教育課事業について
- (7) 図書館事業について
- (8) 三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱の設定について
- (9) 三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
- (10) 三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部改正について

5 議 事

- | | |
|--------|---|
| 議案第8号 | 三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則の設定について |
| 議案第9号 | 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について |
| 議案第10号 | 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について |
| 議案第11号 | 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について |
| 議案第12号 | 三朝町教育委員会勤務評定規程の廃止について |
| 議案第13号 | 職員の週休日の割振りに関する規程の一部改正について |
| 議案第14号 | 三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について |
| 議案第15号 | 三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について |
| 議案第16号 | 三朝町立学校事務職員の標準的な職務及びその職務の遂行に関する要綱の制定について |
| 議案第17号 | 三朝町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の設定について |
| 議案第18号 | 令和3年度小中学校医等の委嘱について |
| 議案第19号 | 三朝町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 議案第20号 | 三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について |
| 議案第21号 | 三朝町人権教育推進員の任命について |

- 議案第 22 号 令和 3 年度小中学校職員等の配置について
議案第 23 号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について
議案第 24 号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回定例会：令和 3 年 4 月 日（ ）： ～

報告事項（１）

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【３月】			
3月3日	(水) 9:30-	校長会	
	10:30-	共同学校事務室協議会	
3月5日	(金) ~19日	第2回三朝町議会定例会（予定）	
3月6日	(土) ~7日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月9日	(火) ~10日	県立高校一般入試	
3月12日	(金) 9:30-	中学校卒業式 63名	文化ホール
3月12日	(金) 14:00-	教育委員会第1回臨時会	
3月12日	(金) 14:30-	臨時校長会	
3月12日	(金)	令和2年度末教員人事学校長内示	
3月18日	(木)	県立高校一般入試【発表】	
3月19日	(金) 9:30-	小学校卒業式 60名	
3月23日	(火) 10:00-	中部子ども支援センター修了式	
3月24日	(水)	小中学校修了式	
【４月】			
4月7日	(水)	中学校始業式	
4月8日	(木)	小学校始業式	
	10:00-	三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式	ブランチールみささ
	13:30-	校長会	
4月9日	(金) -	小中学校入学式（小学校午前、中学校午後）	
4月16日	(金)	小中学校PTA総会	
		県市町村教育行政連絡協議会	鳥取県庁
		中部子ども支援センター評議委員会	上井公民館
	11:00-	郡及び中部教育長会	
		スクラム教育連絡協議会	中部総合事務所
4月19日	(月) ~20日	三朝町地区別区長会	
4月26日	(月) ~27日	小学校修学旅行	
4月26日	(月) ~28日	中学校修学旅行	
4月27日	(火) ~28日	中学校大山登山	

ふれあい運動 4/8~4/14

船上山宿泊学習 6/5~7

報告事項（２）

三朝小学校施設整備について

報告第3号

令和2年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和2年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告第 4 号

令和 3 年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和 3 年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成 20 年教委告示第 8 号）第 4 条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第 2 条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第 2 条(1)ア	要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項）
第 2 条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第 2 条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A 会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告第 5 号

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 6 条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級の終了）

第 6 条 在籍学校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置学校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、教育委員会に対して通級指導終了書（様式第 5 号）とともに、保護者へ通級指導終了通知書（様式第 6 号）を提出するものとする。

報告事項（６）

【社会教育課】 令和２年３～４月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 3日	水	16:00	郡体育協会理事会	中部総合	
3月 7日	日	13:00	三徳山調査研究報告会	文化ホール	
3月 7日	日	13:30	差別事件報告・人権確立をめざす鳥取県民集会	まなびタウン	
3月10日	水	16:00	人権教育推進協議会（役員会）	役場	
3月11日	木	14:00	鳥取県人権教育推進協議会 人権教育行政担当者会	リモート	
3月11日	木	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
3月13日	土	9:00	教育委員会表彰 表彰式	町役場	
3月14日	日	10:00	三朝町剣道大会	武道館	
3月15日	月	14:00	東伯郡公民館連合会研修会	町役場	
3月15日	月	16:30	日本海新聞ふるさと大賞、三朝町顕彰表彰式	町役場	
3月18日	木	13:30	埋蔵文化財担当職員専門研修	リモート	
3月20日	土	9:00	青空体験塾（工作/閉塾式）	文化ホール	
3月23日	火	19:00	社会教育委員会	町役場	
3月26日	金	13:30	県スポーツ少年団委員総会	中部総合事務所	教育長

4月 7日	水	15:30	郡体育協会理事会	琴浦町	
4月 8日	木	19:00	町スポーツ少年団総会	役場	
4月10日	土	9:00	町スポーツ少年団結団式	スポセン	
4月11日	日	8:20	町グラウンド・ゴルフ大会	健康むら	
4月16日	金	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
4月17日	土	9:00	青空体験塾（開塾式/運動会）	スポセン	

▶東京2020オリンピック聖火リレー i n 三朝町 5月22日（土）

報告事項（7）

西暦	月
2021	4

みささ図書館月間スケジュール 4月

	行 事	備 考
1日（木）	辞令交付・年度初め式・課長会 移動図書館	支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
2日（金）		
3日（土）		
4日（日）		
5日（月）	休館日	
6日（火）	移動図書館	なの花
7日（水）	移動図書館 相互貸借集配	バイオリン美術館 片柴・三徳センター
8日（木）	移動図書館	木地山・上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
9日（金）		
10日（土）	みささ英語村	みささ図書館2階
11日（日）		
12日（月）	休館日	
13日（火）	移動図書館	賀茂保育園
14日（水）	移動図書館	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
15日（木）	移動図書館	こども園・温泉病院
16日（金）		
17日（土）		
18日（日）		
19日（月）	休館日	
20日（火）	3歳児健診（配本）	
21日（水）	移動図書館 相互貸借集配	加谷・竹田保・下西谷・JA竹田 三朝中・大柿・竹田公
22日（木）	休館日	
23日（金）	こども読書の日	
24日（土）	みささ英語村	みささ図書館2階
25日（日）		
26日（月）	休館日	
27日（火）		
28日（水）	移動図書館	田代配本
29日（木）	休館図書整理日	神倉配本
30日（金）		

≪ 4月の特集・イベント ≫

こども読書の日(4/23) ・ 春の読書啓発キャンペーンの開催
自閉症・自死予防啓発展示(3/26～4/8)

≪ 3月の実績 ≫

ひな祭りの特集(2/9～3/5) 防災特集(2/26～3/25)
春の絵本(2/26～継続) 入学・入園(2/26～継続)
春の準備特集(3/6～継続) 外国語の本特集(3/6～継続)
写真絵本特集(3/12～3/25)
みささ英語村 3/13・3/27

報告第 8 号

三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱の設定について

【設定理由】

これまで、東伯郡就学指導推進協議会規約で定められている東伯郡就学指導委員会に提出する資料として、該当する児童の保護者が医療機関から診断書を取得する際にかかる費用を同協議会が支援する際、現金による方法をとっていた。しかし、現金を取り扱うことに問題があるため、この方法を変更することとし、令和3年度からは該当する児童が在住する町が補助金という形で支援を行うこととなったことから、必要な要綱を設定する。

【要綱概要】

- ・ 東伯郡就学指導委員会に提出する資料として、該当する児童の保護者が医療機関から診断書を取得する際にかかる費用について、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- ・ 本補助金の交付は1年度につき1回限りとする。
- ・ 本補助金の額は、当該児童の保護者が医療機関に支払った額とし、3,000円を限度とする。

【施行期日】

令和3年4月1日

三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則(平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、心身障がい児の適切な就学に向け、障がいの状況に応じた教育措置についての審査に必要な診断書を保護者が医療機関等から取得する経費を支援することにより、当該児童の適切な就学の確保及びその保護者の負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(本補助金の交付等)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、東伯郡就学指導推進協議会規約第4条第1号の規定により設置される東伯郡就学指導委員会に提出する資料として必要な医師の診断書(当該年度に発行されたものに限る。)の交付を受け、かつ、本補助金の交付申請時において、町内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている児童の親権者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の交付は、1年度につき1回限りとする。

3 本補助金の額は、当該児童の保護者が医療機関等に支払った診断書料額とし、3,000円を限度とする。

4 補助事業等は、規則第11条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(本補助金の申請)

第4条 本補助金の交付の申請をする者(以下「申請者」という。)は、三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長が別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

(1) 診断書料の支払を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第17条の実績報告及び第20条の支払の請求は、前項の書類の提出をもってこれに代える。

(本補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)を通知するものとする。

2 交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(規則との調整)

第6条 規則第27条の規定により、本補助金の交付申請、実績報告、交付決定及び請求に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

三朝町長

様

〒

(申請者)住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、

記名押印してください。

電話番号 () ー

三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付申請書

三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 請求金額 金 _____円

2 児童名等

児 童 名	
就学希望校	
添 付 書 類	(1) 診断書料の支払を証する書類 (2) その他町長が必要と認める書類

3 振込口座

金融機関名	銀行 店 金庫 組合 所							
預 金 種 別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	()					
口 座 番 号								左詰で記入

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

三朝町長 印

三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金については、下記のとおり決定したので、三朝町就学指導に係る診断書料支援補助金交付要綱（令和 年 月 日三朝町告示第 号）第5条の規定に基づき通知します。

記

申請に対する決定内容	交付決定 ・ 却下
児童名	
交付決定額	円
却下理由	

報告第9号

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

【改正理由】

- ① 国をはじめとする行政機関において、各種様式における不要な押印を省略する動きに合わせ、本規則において申請者の押印は必ずしも必要ではないと判断し、当該様式を改正する。
- ② 三朝南学童クラブの利用児童の減少に伴い、令和3年度春休み期間をもって三朝南学童クラブを廃止するため、実施要綱を改正する。

【改正概要】

- ① 様式第2号から様式第4号までの押印欄を削除し、署名又は記名押印とする。
- ② 第3条 開設場所等から三朝南学童クラブを削除する。
その他所要の改正を行う。

【施行期日】

- ① 令和3年4月1日
- ② 令和3年4月8日

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱①

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年三朝町告示第32号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

学童クラブ入所承諾（不承諾）通知書

年 月 日

様

三朝町長

申請のありました学童クラブ入所について、次のとおり承諾（不承諾）としましたので通知します。

記

入所する児童の氏名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
学童クラブの名称	学童クラブ
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 護 者 氏 名	
承諾（不承諾）の理由	

学 童 ク ラ ブ 退 所 届

年 月 日

三朝町長 様

保護者 住 所 三朝町大字

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は
記名押印してください。

下記のとおり、学童クラブを退所しますので届出します。

記

入 所 児 童 の 氏 名	
学 年	第 学年
入 所 し て い る 学童クラブの名称	学 童 ク ラ ブ
退 所 年 月 日	年 月 日
退 所 理 由	

年 月 日

学童クラブ利用料免除申請書

三朝町長 様

保護者 住 所 三朝町大字

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は
記名押印してください。

三朝町放課後児童対策事業実施要綱第9条第1項の規定により学童クラブ利用料の免除を受けたいので、同条第3項の規定により、次のとおり申請します。

児 童 氏 名 (学 年)	(学年)
学 童 ク ラ ブ の 名 称	学 童 ク ラ ブ
免除を必要とする理由	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。（全額） 2 利用年度において三朝町教育委員会が認定する就学援助受給者であるとき。（全額） 3 災害その他特別の事情により、当該世帯が困窮しているとき。（半額）

※ 免除を必要とする理由に該当する項目を○で囲んでください。

※ 1、2については受給者であることを証明できる書類のコピーを添付してください。

※ 3については具体的に記入してください。この場合、別途、書類を提出していただく場合があります。

附 則

この改正は、令和３年４月１日から施行する。

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱②

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年三朝町告示第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
（開設場所等） 第3条 町長は、事業を実施するため、次の表に掲げるところにより学童クラブを設置するものとする。					（開設場所等） 第3条 町長は、事業を実施するため、次の表に掲げるところにより学童クラブを設置するものとする。				
学童クラブ名	開設場所	所在地	クラブ数	定員	学童クラブ名	開設場所	所在地	クラブ数	定員
略					略				
三朝東学童クラブ	三徳地区多目的研修会施設	三朝町大字片柴 913 番地 2	1	1 ～ 30 人程度	三朝東学童クラブ	三徳地区多目的研修会施設	三朝町大字片柴 913 番地 2	1	1 ～ 30 人程度
					三朝南学童クラブ	三朝町竹田公民館	三朝町大字穴鴨 168 番地 1	1	2 ～ 30 人程度

附 則

この改正は、令和3年4月8日から施行する。

報告第10号

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部改正について

【改正理由】

令和3年度当初に三朝南学童クラブを三朝西学童クラブへ統合することに伴い、規定内容から三朝南学童クラブの表記を削除する必要があるため、本要綱を改正する。

【改正概要】

別表欄中の当該表記を削除する。

【施行期日】

令和3年4月1日

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱（平成31年三朝町告示第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条、第4条関係）			別表（第3条、第4条関係）		
区分	算定基準	支給方法	区分	算定基準	支給方法
1号 該当者	1 略	略	1号 該当者	1 略	略
	2 前項の規定にかかわらず、 <u>居住する集落の最寄りの停留所が余戸停留所である児童で三朝東学童クラブを利用する児童については、稼業日の通学に要する片柴停留所から三朝町役場停留所までのバス定期券の価格</u>			2 前項の規定にかかわらず、 <u>通常の通学経路によらず三朝東学童クラブ又は三朝南学童クラブ</u> を利用する児童については、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める価格</u>	
				<u>(1) 居住する集落の最寄りの停留所が余戸停留所である児童で三朝東学童クラブを利用する児童 稼業日の通学に要する片柴停留所から三朝町役場停留所までのバス定期券の価格</u> <u>(2) 居住する集落の最寄りの停留所が下久原停留所若しくは上久原停留所又は曹源寺停留所である児童で三朝南学童クラブを利用する児童 稼業日の通学に要する南小学校前停留所から三朝西小学校前停留所までのバス定期券の価格</u>	
	3・4 略		3・4 略		
略			略		

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 号

三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則の設定について

次のとおり三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則の設定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規則の設定理由】

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例を設定するのに伴い、調理センターの管理及び運営に関して必要な事項を定める必要があるので、規則を設定する。

【規則の概要】

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例第 5 条の規定に基づき、三朝町調理センターの管理及び運営に関し、必要な事項を定める。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則を次のように定める。

三朝町調理センターの管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例（令和3年三朝町条例第号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、三朝町調理センター（以下「調理センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 調理センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に定める目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 栄養及び献立に関すること。
- (2) 衛生管理に関すること。
- (3) 給食用物資の調達に関すること。
- (4) 給食の調理及び配送に関すること。
- (5) 給食指導に関すること。
- (6) 食育推進に関すること。
- (7) 学校給食の調査資料作成に関すること。
- (8) 学校給食会に関すること。
- (9) 施設の維持管理に関すること。
- (10) その他学校給食に関すること。

(職員)

第3条 条例第4条に規定する職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 学校栄養職員
- (4) 調理員

2 所長は、教育長の命を受け、調理センターの業務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 事務職員は、上司の命を受け、担当業務に従事する。

4 学校栄養職員は、献立の作成その他栄養及び衛生に関する業務に従事する。

5 調理員は、調理等に従事する。

(献立表の作成)

第4条 献立表は、特に栄養量の確保、安全食の供給価格の適正等を重視して立案し、学校及び家庭等に配布する。

(調理作業)

第5条 調理作業は、学校栄養職員の指導する調理計画に基づいて衛生的かつ能率的に処理しなければならない。

(給食保存)

第6条 検査のため、当日の原材料及び調理済食品を摂氏マイナス20度以下で2週間以上保存しなければならない。

(物資購入)

第7条 物資購入は、業者からの入札又は随意契約による購入を原則とする。

(検収)

第8条 納品の検収は、厳正に行い、不適格品のあった場合は、取替えし、又は返品するものとする。

(分配)

第9条 給食の各容器への分配は、清潔丁寧を旨とし、分量及び食品内容に不公平のないよう留意しなければならない。

(配送)

第10条 給食の配送は、特に安全及び衛生に留意し、搬入に際しては、学校側に連絡しなければならない。

(回収)

第11条 給食の食器は、必ずその日のうちに回収しなければならない。

2 食器、食缶等に破損又は紛失のあった場合には、所長に報告しなければならない。

(調理室管理)

第12条 調理室の管理に当たっては、衛生及び安全を重視し、常に清潔整頓が保持されなければならない。

(外来者の入室禁止)

第13条 作業中は、外来者の入室を禁止するとともに、作業時間外においてもみだりに入室を認めてはならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、調理センターの管理及び運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第9号

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和3年3月24日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規則の改正理由】

規定の内容が現在の組織図に即した課等の設置となっていないため、当該部分を修正するための改正を行う。

【規則の概要】

調理センター及び図書館を現在の組織図に即した課等の設置に改める。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町教育委員会事務局組織規則（平成24年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会事務局組織規則（平成24年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(機関の分類及び機能の発揮) 第2条 教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関は、事務局、附属機関及び<u>教育機関</u>とする。 2～4 略 <u>5</u> 各機関は、相互の連携を図り、<u>全て</u>一体となって行政機能を発揮するよう努めなければならない。 (課等の設置) 第3条 事務局に次の組織を置く。 (1) 教育総務課 教育総務係、<u>調理センター</u> (2) 社会教育課 教育文化係 <u>(3) 図書館</u> (内部組織の分掌事務) 第10条 教育機関の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該<u>教育機関</u>の長が定め、教育長及び所管課長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。	(機関の分類及び機能の発揮) 第2条 教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関は、事務局、附属機関、<u>教育機関及びその他の機関</u>とする。 2～4 略 <u>5</u> <u>その他の機関とは、前2項に規定するもの以外の機関で、教育委員会と三朝町長との協議により、教育委員会で所掌することが適当と認められるものをいう。</u> <u>6</u> 各機関は、相互の連携を図り、<u>すべて</u>一体となって行政機能を発揮するよう努めなければならない。 (課等の設置) 第3条 事務局に次の組織を置く。 (1) 教育総務課 教育総務係 (2) 社会教育課 教育文化係、<u>図書館</u> (内部組織の分掌事務) 第10条 教育機関の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該<u>その他の機関</u>の長が定め、教育長及び所管課長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。 <u>(その他の機関)</u>

(雑則)

第11条 略

別表第1（第4条関係）

分掌事務

1 教育総務課

教育総務係

(1)～(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

調理センター

(1) 学校給食に関すること。

2 略

3 図書館

(1) 図書館の管理及び運営に関すること。

(2) 学校図書館との連携に関すること。

(3) 子ども読書活動推進に関すること。

(4) 移動図書館に関すること。

(5) 図書館資料の収集、整理及び貸出しに関すること。

第11条 その他の機関は、別表第3の左欄に掲げるとおりとし、担当する事務はそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

2 調理センターに所長及び調理師を置く。

3 前項の規定により置かれた職員のほか、必要な職員を置くことができる。

(雑則)

第12条 略

別表第1（第4条関係）

分掌事務

1 教育総務課

教育総務係

(1)～(17) 略

(18) 学校給食に関すること。

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

2 略

別表第3（第11条関係）

その他 の機関	担当する事務	庶務担当 機関
調理センター	学校、独居老人など多分野に食を供給することにより、青少年教育、高齢者福祉等の推進に寄与することに関する	教育総務課 調理センター

		事務	
--	--	----	--

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規則の改正理由】

現行の規則に教育長の専決処分事項が含まれていないため、当該部分を加えるための改正を行う。

【規則の概要】

教育長の専決処分項目を加える。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任事項) 第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の <u>基本的な方針</u> に関すること。 (2)～(13) 略 <u>(専決処分)</u> 第 3 条 <u>前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。</u> (特例) 第 4 条 教育長は、<u>第 2 条</u>の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮らなければならない。	(委任事項) 第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の <u>基本</u>な方針に関すること。 (2)～(13) 略 (特例) 第 3 条 教育長は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮らなければならない。

(委員会の会議への報告) <u>第5条</u> 略	(委員会の会議への報告) <u>第4条</u> 略
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規則の改正理由】

令和 3 年度から県の公立小・中・義務教育学校に主幹教諭の職を設置すること及び、学校事務職員の標準的な職務内容等に関する要綱を設定することに伴い、当該部分を改正する。

【規則の概要】

- ・職員に副校長及び主幹教諭を追加し、対応する部分を改正する。
- ・事務職員の標準的な職務の内容等を定める要綱を別に設定するため、事務職員について定める。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第 号

三朝町立小・中学校管理規則（平成 12 年三朝町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第19条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、事務職員、<u>学校司書</u>及び学校管理員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、栄養教諭、栄養職員、事務職員、<u>学校司書</u>又は学校管理員を置かないことができる。 <u>2 前項に掲げる職員のほか、学校に副校長及び主幹教諭を置くことができる。</u> <u>3 第1項</u>に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。 <u>4 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、<u>養護教諭</u>に代えて養護助教諭を置くことができる。</u> （職務） 第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 略 <u>（2） 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u>	（職員） 第19条 学校に校長、教頭、教諭、<u>司書教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、事務職員及び学校管理員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、<u>司書教諭</u>、栄養教諭、栄養職員、事務職員又は学校管理員を置かないことができる。 <u>2 前項</u>に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。 <u>3 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を<u>養護教諭</u>に代えて養護助教諭を置くことができる。</u> （職務） 第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 略

(3) 教頭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

(4) 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

(5) 略

(6) 学校司書は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(校長の代理・代行)

第22条 学校教育法第37条第6項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により副校長が校長の職務を代理し、若しくは行う場合又は同法第37条第8項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により教頭が校長の職務を代理し、若しくは行う場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長(副校長を置く学校において教頭が校長の職務を代理する場合にあつては、校長及び副校長)が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長(副校長を置く学校において教頭が校長の職務を行う場合にあつては、校長及び副校長)が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

(3) 略

(4) 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(校長の代理・代行)

第22条 学校教育法第37条第8項又は同法第49条で準用する同法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

(校長の代決) 第23条 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、<u>教頭（副校長を置く学校にあっては、副校長）</u>が代決する。 2 <u>副校長を置く学校において、校長及び副校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が代決する。</u> 3 <u>副校長又は教頭が代決した事項については、速やかに校長に報告し、承認を求めなければならない。</u>	(校長の代決) 第23条 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、<u>教頭</u>が代決する。
(教務主任等) 第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、人権教育主任及び司書教諭(<u>以下「教務主任等」という。</u>)を置く。ただし、<u>教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。</u> 2～7 略	(教務主任等) 第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、人権教育主任及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、<u>これを置かないことができる。</u> 2～7 略
(事務職員) 第32条 略 2～5 略 6 <u>事務職員の標準的な職務の内容その他職務の遂行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>	(事務職員) 第32条 略 2～5 略
(防火管理者) 第62条 略 2 防火管理者は、<u>副校長又は教頭</u>（分校にあっては分校主任）をもって充て、教育委員会が命ずる。 3 <u>副校長又は教頭</u>をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、他の教諭をもってこれ	(防火管理者) 第62条 略 2 防火管理者は、<u>教頭</u>（分校にあっては分校主任）をもって充て、教育委員会が命ずる。 3 <u>教頭</u>をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、他の教諭をもってこれに充てるこ

に充てることができる。 4 略	とができる。 4 略
-------------------------------	--------------------------

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

議案第 12 号

三朝町教育委員会勤務評定規程の廃止について

次のとおり三朝町教育委員会勤務評定規程を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 廃止内容

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会訓令第 号

三朝町教育委員会勤務評定規程（昭和 37 年三朝町教育委員会訓令第 1 号）は、令和 3 年
月 日限り廃止する。

議案第 13 号

職員の週休日の割振りに関する規程の一部改正について

次のとおり職員の週休日の割振りに関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【訓令の改正理由】

文化ホールの所管が町長部局となったことにより、当該部分を改正する。

【訓令の概要】

文化ホールに関する規定を削除する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会訓令第 号

職員の週休日の割振りに関する規程（平成 10 年三朝町教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

職員の週休日の割振りに関する規程の一部を改正する訓令

職員の週休日の割振りに関する規程（平成10年三朝町教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別の形態によって勤務する必要がある職員） 第 2 条 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員は、<u>三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例（平成 2 年三朝町条例第13号）第 2 条の規定に基づき設置された三朝町生活文化センター・町立みささ図書館（以下「図書館」という。）</u>に勤務する職員とする。	（特別の形態によって勤務する必要がある職員） 第 2 条 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員は、<u>次に定める公署</u>に勤務する職員とする。 （1） <u>三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例（平成 2 年三朝町条例第13号）第 2 条の規定に基づき設置された三朝町生活文化センター・町立みささ図書館（以下「図書館」という。）</u> （2） <u>三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成 7 年三朝町条例第15号）第 2 条の規定に基づき設置された三朝町総合文化ホール・交流促進センター（以下「文化ホール」という。）</u>
（図書館職員の週休日） 第 3 条 図書館の職員の週休日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178	（図書館職員の週休日） 第 3 条 図書館の職員の週休日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日を除く。)及び職員ごとに指定する日とする。 2 略 3 第1項の指定する日は、<u>図書館の館長が指定し、教育長の承認を受けなければならない。</u>	号)に規定する休日を除く。)及び<u>図書館職員</u>ごとに指定する日とする。 2 略 3 第1項の指定する日は、<u>図書館長が行い、教育長に報告し承認を受けなければならない。</u> <u>(文化ホール職員の週休日)</u> <u>第4条 文化ホールの職員の週休日は、月曜日及び職員ごとに指定する日とする。</u> <u>2 文化ホールの職員については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項の規定中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。</u>
---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第14号

三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について

次のとおり三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和3年3月24日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【訓令の改正理由】

本訓令は令和2年に設定されたものだが、共同学校事務室長の専決について定める内容の一部が校長の権限に属さないものとなっているため、当該部分を改正する。

【訓令の概要】

規定のうち別表の4項目を削除する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会訓令第2号

三朝町共同学校事務室運営要綱（令和2年三朝町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

三朝町共同学校事務室運営要綱の一部を改正する訓令

三朝町共同学校事務室運営要綱（令和2年三朝町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）
<u>1</u> 略	<u>1</u> 共同学校事務室に配分された予算における物品の購入及び検査に関すること
<u>2</u> 略	<u>2</u> 学校に配分された予算における物品の購入及び検査に関すること
<u>3</u> 略	<u>3</u> 学校に配分された予算の収支の原因となる行為について決裁を得た収入の通知及び支出命令
<u>4</u> 略	<u>4</u> 略
	<u>5</u> 略
	<u>6</u> 略
	<u>7</u> 略
	<u>8</u> 保存年限を経過した文書の廃棄に関すること
<u>5</u> 略	<u>9</u> 略
<u>6</u> 略	<u>10</u> 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について

次のとおり三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【訓令の設定理由】

三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管轄する職場におけるハラスメントの防止等に関し必要な事項を定め、もって相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的として、本訓令を設定する。

【訓令の概要】

教育委員会、所属長、教職員の責務、相談体制等について定める。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会訓令第 号

三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱を次のように定める。

三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について

(目的)

第1条 この要綱は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管轄する職場におけるハラスメントの防止等に関し必要な事項を定め、もって相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 教育委員会事務局職員、町立学校及び町立学校以外の町教育機関の教職員（会計年度任用職員を含む。）
- (2) 職場 教職員がその職務を遂行する場所（出張先その他教職員が通常職務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。）をいう。
- (3) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を行い、それを受けた教職員の働く環境を悪化させたり、雇用について不安を与えたりすること（教職員が、職務上接する教職員以外の者（以下「教職員以外の者」という。）から受ける行為又は教職員以外の者に行う行為を含む。）をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動並びに当該事案に起因し、教職員の職場環境が害されること及び教職員が不利益な取扱いを受けることをいう。
- (5) パワー・ハラスメント 業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の職場環境を悪化させる言動をいう。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる次に掲げるものをいう。

ア 女性教職員が妊娠若しくは出産したこと又はこれらに起因する症状による勤務への影響に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

イ 教職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること等に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、健全な職場環境及び学習環境を確保するため、ハラスメントの未然防止及び排除に努めるものとする。

2 教育委員会は、研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じて常にハラスメント防止に対する教職員の意識向上に努めるものとする。

3 ハラスメントの問題が生じた場合には、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて教育委員会全体の再発防止方を講じるものとする。

(所属長の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者（以下「所属長」という。）は、所属職員がその能力を十分に発揮することができる良好な職場環境を確保するため、所属職員に対し、執務を通じた指導や研修会などによる意識啓発を行い、ハラスメントの防止に努めるものとする。

2 所属長は、ハラスメントやハラスメントに発展する可能性のある状況を把握した場合は、速やかに適切な対応を行わなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、ハラスメントが単なる当事者の問題ではなく、職場全体及び教育行政全体の問題であり、かつ、人権侵害であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。

2 教職員は、現にハラスメントが発生していると認めるときは、所属長又は次条に規定する相談等窓口に相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。

(相談等窓口の設置)

第6条 教育委員会は、ハラスメントに関する相談又は苦情（以下「相談等」という。）に対応するため、相談等窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる教職員（以下「相談員」という。）をもって構成する。

(1) 教育委員会事務局所管課 あらかじめ課長が指名した職員

(2) 町立中学校 ハラスメント対策担当者(男女各1名)

(3) 町立小学校 ハラスメント対策担当者(男女各1名)

3 県教育委員会に、本町教職員によるハラスメントに関する相談等があった場合は、窓口にて当該相談等の内容を引き継ぐものとする。

4 相談員は、相互に連携・協力するとともに、第2項に規定する相談員の区分にかかわらず、相談等に当たるものとする。

5 窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、他の教職員又は保護者等から相談等が寄せられた場合においても対応するものとする。

6 相談等に対応した相談員は、相談整理簿（別記様式）により、その内容を記録し、教育長に報告しなければならない。

7 相談員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防

止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか微妙な事案についても、相談等として受け付けるものとする。

8 ハラスメントを受けていると思う教職員及びハラスメントを受けている教職員以外の教職員でハラスメントを受けている教職員に相談等の申出をすることに関し同意を得たものは、第8条に規定する苦情処理委員会に申し出る前に窓口に申し出なければならない。

9 ハラスメントの被害者が児童・生徒の場合における相談等の申出手続等については、窓口に申し出ることなく直接第8条に規定する苦情処理委員会に申し出ることができるものとする。

(相談等の処理)

第7条 前条の規定により窓口で相談等があった場合は、窓口において速やかに次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 関係機関と連携を図りながら事実確認の調査及び確認を行い、必要な是正措置及び再発防止策を講じること。

(2) 事実の内容又は現状から判断し、必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会にその処理を依頼すること。

(苦情処理委員会の設置)

第8条 ハラスメントに関する相談等に対し、適切かつ効果的に対応するための苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、ハラスメントに関する相談等のうち、前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な助言を行うものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 教育長

(2) 教育総務課職員 1名

(3) 教育総務課指導主事 1名

(4) 社会教育課職員 1名

(5) 教職員推薦者 小中各1名

(6) その他必要と認める者 若干名

(プライバシーの保護等)

第9条 ハラスメントに関する相談等の処理を担当する教職員及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、特に被害者及び相談等を申し出た教職員が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(対応措置)

第10条 窓口の教職員又は委員会による事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、教育委員会及び所属長は、必要に応じ懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

2 前項の事実確認の結果、懲戒処分が適当と判断された場合において、当該加害者

が県費負担教職員である場合は、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 38 条の規定に基づき、鳥取県教育委員会にその内容等を内申するものとする。

(庶務)

第 11 条 この要綱に規定する事項に関する庶務は、教育委員会事務局所管課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第6条関係)

相 談 整 理 簿

相談日	年 月 日 () 時 分～ 時 分
相談方法	電話・口頭・その他
相談受付者	
相談場所	
相談者氏名 (所属)	
当事者の氏名	被害者 加害者
相談内容	[いつ・どこで・誰が・何を・どのように(具体的内容)等]
対応状況	
備 考	

※具体的な処理経過及び参考となる資料がある場合は、別に添付すること

議案第 16 号

三朝町立学校事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の設定について

次のとおり三朝町立学校事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の設定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【訓令の設定理由】

事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容を明らかにすることを通じ、事務職員が校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できることを目的として、本訓令を設定する。

【訓令の概要】

事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容並びに職務の遂行に関する留意事項を定める。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会訓令第1号

三朝町立学校事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱を次のように定める。

三朝町立学校事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）第32条の規定に基づき、事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容)

第2条 事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容（以下「標準的職務内容」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第3条 事務職員の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表の第1号に掲げる標準的職務内容は、事務職員がその専門性を生かして他の教職員との適切な業務の連携及び協働により担う職務を示したものであり、校長が校務分掌に位置付けるに当たり、学校規模、職員体制や地域等の実情を踏まえ、事務職員の職位や経験年数等を考慮した上で、事務職員の専門性が十分発揮され、能力の育成、向上につながるよう留意すること。別表の第2号に掲げる標準的職務内容は、校務の中で主として事務職員が担う職務を示したものであること。
- (2) 校長は、標準的職務内容を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。事務職員が、職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割分担を図るとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携・協働等が求められること。なお、標準的職務内容に具体的内容として掲げていない職務であっても、学校規模、職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることは可能であること。その際、標準的職務内容に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であること。
- (3) 校長は、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として取り扱うとともに、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すこと。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

三朝町立学校事務職員の標準的職務内容

（1）事務職員が連携及び協働により担う職務

職務内容		具体的内容
校務運営に関すること	企画運営	職員会議、企画委員会、運営委員会等への参画
		学校組織マネジメントの推進（チーム学校としての事務部門の事務処理体制整備等）
		業務改善のための取組推進
		校務諸規定の策定及び整理
	学校評価	学校改善につなげるための学校評価の企画参画と結果分析
	危機管理	信頼される学校づくりのための説明責任とコンプライアンスの推進
		個人情報保護の取組推進
		安心安全な教育環境を提供するための安全計画・防災計画・事故災害発生時対応マニュアル等策定への参画
		校内危険箇所情報管理、施設設備の安全管理
		緊急対策会議への参画
	地域との連携・渉外	地域とともにある学校づくりのための保護者、地域及び関係機関等との連絡調整
		開かれた学校づくりのための情報公開
		学校運営協議会への参画
教育活動支援に関すること	教育資源の調達と活用	教育効果をより高めるためのカリキュラムマネジメント、教材選択等の企画及び参画
		地域人材等の教育資源情報の蓄積と活用
	行事活動	教育活動充実のための校内及び関係機関との連絡調整
情報管理に関すること	情報管理・調査統計	校務運営に要する情報の蓄積・活用
		広報の実施
人事管理に関すること	職員人事記録・給与	県費負担教職員の人事記録に関する情報の管理
		勤務時間及び休暇等職員の服務管理に関すること
財務管理に関すること	施設設備・教材物品	学校施設の地域開放に関すること

(2) 事務職員が主体的に担う職務

職務内容		具体的な内容
情報管理に関すること	情報管理・調査統計	法規の整理及び保管
		情報公開及び個人情報保護等の情報管理
		教職員への公文書の適正管理に関する指導助言
		学校基本調査、その他調査統計のまとめ
		受信・発信文書に関する整理及び保管
学務管理に関すること	就学支援	児童生徒の就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び遠距離通学費の受給に関する管理
	学籍管理・教科書	児童生徒の学籍情報管理
		児童生徒に関する各種証明書の発行
		児童生徒の教科用図書の無償給与
人事管理に関すること	学校事務研修 職員人事記録・給与	教職員への学校事務に関する指導助言、研修の企画運営
		県費負担教職員給与の支給
		県費負担教職員旅費の執行管理
		県費負担教職員の福利厚生
		県費負担教職員に関する各種証明書の発行
財務管理に関すること	施設設備・教材物品	施設設備、教材の整備計画の策定
		物品の適正管理、有効活用の促進
	公費・公費外会計	予算委員会の運営
		教育課程と連動した予算要求・執行計画の企画（カリキュラムマネジメント）
		公費外会計ガイドラインに沿った集金計画の立案、会計管理
		財務規則や各種規定に基づいた予算の適正執行と決算
		監査・検査の対応
事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案、助言
		学校事務の統括、企画及び運営
		共同学校事務室の運営、事務職員の人材育成

議案第 17 号

三朝町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の設定について

次のとおり三朝町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の設定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規程の設定理由】

小・中学校の児童・生徒及び教職員がタブレット端末を円滑に使用できることを目的として、本規程を設定する。

【訓令の概要】

児童・生徒及び教職員のタブレット端末使用に関する留意事項を定める。

【施行期日】

教育委員会承認後

三朝町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、三朝町立小・中学校（以下「学校」という。）のタブレット端末の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育課程に則った「深い学び」及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、学校長とする。

2 管理責任者は、タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し業務を行わせるものとする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、全てのタブレット端末が常に最良の状態で使用できるよう、管理場所を定め、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、使用状況を把握し、必要に応じて指導助言を行い、タブレット端末を使用者へ適正に使用させなければならない。

3 管理責任者は、タブレット端末の脆弱性を防ぐために、ソフトウェア等のアップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

4 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、アプリやデータ等の適正な管理に努めるものとする。

5 管理責任者は、タブレット端末に障害・事故等が発生した時は、速やかに三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に連絡しなければならない。

(使用者)

第5条 タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童、生徒及び教職員とする。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、タブレット端末を適正に使用するとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

2 使用者は、原則として、タブレット端末の使用後、使用する際に作成したデータを削除する。

3 タブレット端末の使用管理については、授業担当者又は学級担任が適正に行うものとする。

4 使用者は、タブレット端末にアプリをインストールできない。ただし、使用者が教職員であり、かつ、次の各号に掲げる要件全てに該当し、管理責任者が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること
 - (2) 信頼できるものであること
 - (3) アプリが必要な場合は、事前に教育委員会と協議すること
- 5 タブレット端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、落下や衝突、加重によるタブレット端末の破損等に十分に注意し、車内等に放置するようなことは絶対に行ってはならない。
- 6 タブレット端末を校外に持ち出し、校外のWi-Fiに接続する場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。
- 7 タブレット端末を持ち出す者が児童、生徒であった場合、第5項及び第6項に規定する「使用者」は、「授業担当者又は学級担任」と読み替えるものとする。

(適正使用)

第7条 管理責任者及び使用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を厳守しなければならない。

2 タブレット端末の使用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 第2条の目的以外の使用
- (2) 児童又は生徒による教員系ネットワークへの接続
- (3) ID又はパスワードの変更及び漏洩
- (4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (5) 個人のクレジットカード情報、iTunes情報等の個人情報の入力
- (6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (7) 不当又は児童若しくは生徒によるハードウェア・ソフトウェアの設定変更
- (8) 児童又は生徒によるアプリのインストール
- (9) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用
- (10) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- (11) アプリ内課金
- (12) その他情報セキュリティに影響を及ぼすと判断される行為

(使用の停止)

第8条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による指導後も改善が図られない使用者に対し、タブレット端末の使用を制限することができる。

(事故報告等)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる毀損、障害、事故等が発生した時は、管理責任者を通じてただちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損若しくは紛失した時又は盗難の被害にあったとき
 - (2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
 - (3) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき
 - (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入その他それらのおそれのある事実を発見したとき
- (弁償責任)

第10条 故意による毀損、紛失、盗難等の事故あるいはその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は、教育委員会が別に定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた時には、相当の代価を減額し、又は免除することができる。

- 2 タブレット端末の使用者が児童又は生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、タブレット端末の利用に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月 日から施行する。

議案第 18 号

令和 3 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 3 年度小中学校校医等の委嘱について、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり委嘱したいので、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1. 令和 3 年度小中学校校医等の委嘱

種 別	担当	氏 名	医院等名称	所在地
校医	三朝町立三朝小学校	松田 隆	まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目 1178-3
校医	三朝町立三朝中学校	吉水 信明	吉水医院	三朝町本泉 419-1
歯科医	三朝町立三朝小学校	谷内口 良一	ヤチグチ歯科医院	三朝町大瀬 1195-3
歯科医	三朝町立三朝中学校	伊達岡 陽一	ララ歯科クリニック	三朝町大瀬 1076-4
薬剤師	三朝町立三朝小学校	杉谷 崇仁	かじか調剤薬局	三朝町山田 683-1
薬剤師	三朝町立三朝中学校	藤井 義博	有限会社セイビ堂薬局	倉吉市宮川町 129
校医（耳鼻科）	三朝町立三朝小学校	橋本 好充	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
校医（眼科）	三朝町立三朝小学校 及び三朝中学校	松井 寛	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町 2-143

2. 任 期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 19 号

三朝町スポーツ推進委員の委嘱について

次のとおり三朝町スポーツ推進委員の委嘱について、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 委嘱する者

氏 名	選出区分	備 考
山 下 勇	学識経験	再任（昭和 59 年 4 月 1 日から）
米 田 愛子	学識経験	再任（昭和 62 年 4 月 1 日から）
森 正 広	学識経験	再任（平成 17 年 4 月 1 日から）
中 田 直 樹	学識経験	再任（平成 27 年 4 月 1 日から）
河 口 泰子	学識経験	再任（平成 29 年 6 月 1 日から）
福澤 美恵子	学識経験	再任（平成 29 年 10 月 1 日から）
吉 田 薫	小鹿地域協議会	新任
松 原 邦 幸	三徳地域協議会	新任
清 水 裕 弘	みささ村地域協議会	再任（平成 29 年 4 月 1 日から）
河 原 弘 明	高勢地域協議会	新任
吉 田 治	賀茂地域協議会	再任（平成 25 年 4 月 1 日から）
中 原 正 樹	竹田地域協議会	再任（平成 31 年 4 月 1 日から）

2 任 期 令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町スポーツ推進委員に関する規則

（定数）

第 3 条 委員の定数は、12 人とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。

議案第 20 号

三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 委嘱する者

氏 名	備 考
藤 井 文 典	再任（平成 19 年 6 月 1 日から）
山 本 征 治	再任（平成 21 年 4 月 1 日から）
米原 章太郎	再任（平成 27 年 4 月 1 日から）
米 田 正 雄	再任（平成 27 年 4 月 1 日から）
長 安 伸 明	再任（平成 28 年 4 月 25 日から）
眞 田 廣 幸	再任（平成 30 年 4 月 1 日から）

2 任期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町文化財保護条例
（文化財保護調査委員会）

第 3 条 三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財保護調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行う。

3 調査委員会の委員の定数は、6 人以内とし、その任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 調査委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

議案第 21 号

三朝町人権教育推進員の任命について

次のとおり、三朝町人権教育推進員の任命について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり任命したので、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 氏 名 松浦 靖明（まつうら やすあき）

2 任 期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町人権教育推進員設置規則

（目 的）

第 1 条 この規則は、基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町づくりを推進するため、人権教育推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任命及び任期）

第 2 条 推進員は、三朝町教育委員会が任命する。

2 推進員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 22 号

令和 3 年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和 3 年度小中学校職員等の配置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 23 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 24 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。